

風食(土埃)被害と都市近郊型農業の 問題点について

問題点について

齊藤 貢一 議員

質問 当市においては上州名物「かかあ天下と空っ風」と称されるように、北西からの偏西風による土埃被害が、至る所で見受けられます。土埃により、健康被害や交通障害、土地評価損、農業への理解等が損なわれていますが、当局ではどのように理解し対処している

のか、伺います。

答 被害があることは認識しています。職員が現地へ赴き、土地管理者に対処をお願いしているところですが、法的な強制力はございません。

質問 大気汚染の認識は、人為的・自然的作用により、大気中に存在する物質が過

剰あるいは集中することにより、生活の快適さ、安全性、健康を害する状態を言いますが、土埃は大気汚染による環境基準において、浮遊粒子状物質SPMとして捉えられているにも関わらず、環境基本法や大気汚染防止法などの法律に照らしても、法的に対処するのは難しいのが現状だと思います。そこで、土埃被害が多く見受けられる耕作放棄地における所有者と耕作者への行政としての指導と併せて、両

者の責任を明確にする必要性について伺います。

答 原因となる農地が明確な場合には、相談者の窮状を耕作者へ伝え、農業経営に影響の少ない形で、しかも近隣住民への影響が少ない営農方法をとっていただくよう調整すると同時に、土埃問題などの都市近郊型農業の影響を深く受け止め、住民と農家の共生が図られるよう努力します。

要望 「昔からその地で農業をする中で、風が吹くのは自然現象であり、何故後から来た人に苦情を言われなければならないのか」という考えは、都市近郊型農業の充実を目指す当市にはそぐわないため、農地の適正管理を徹底するとともに、耕作者や所有者に対して、法的に守られない市民の生活不安を一掃する指導や方策を考えていただきたい。(その他、発達障がい支援体制についての市の方針、手法と現状、特に就学期間の対応について伺いました。)

生活困窮者支援について問う

渡辺 充徳 議員

実態把握について

質問 生活困窮者の実態把握をどのようにされているのか、お尋ねします。

答 生活保護基準以下で生活している実世帯につきましては、正確な数字を把握していません。しかし、国民生活基礎調査から推計しますと、本市の保護率

0・85%が全国の保護率1・71%の半分以下から考え、国の貧困率16・1%の約50%である8・1%程度が本市の貧困率と推計されます。本市の世帯数3万225世帯の8・1%として換算した約2450世帯が貧困世帯と推計できると考えております。

子どもの貧困状況について

質問 子どもの貧困の実態把握をどのようにされているのか。ひとり親世帯の貧困率は全国で54・6%と2世帯に1世帯と言われていますが、その状況についてお尋ねします。

答 就学奨励事業における要保護、準要保護につきましては、平成26年度は要保護者数が7人、準要保護者数は365人となっています。ひとり親世帯の状況ですが、父子世帯が118

世帯で全体の1・8%、母子世帯が785世帯で全体の12・2%、ひとり親世帯の合計が903世帯で全体の14%となっています。

子どもの貧困対策について

質問 子どもの貧困対策についてお尋ねします。

答 教育委員会としてできる各施策を実施しておりますが、今後も学校が貧困対策のプラットフォームとなるべく、施策を実施していきたいと考えます。学力の保障、キャリア教育、自

己肯定感や自尊感情を高める指導等、貧困の連鎖を断ち切るための教育の推進を考えています。

自立支援事業について

質問 今年の4月1日に施行される生活困窮者自立支援法における本市の事業についてお尋ねします。

答 自立支援事業として、自立相談支援事業と住居確保給付金の支給の2つの事業を実施してまいります。相談事業を充実することで取り組みたいと思います。